

【確定申告】報酬規程

項目		詳細	料金
1	基本料金	合計所得金額が1,000万円まで	40,000円
2	基本料金 所得加算	合計所得金額が1,000万円を超える毎に右記料金加算	10,000円
3	給与所得が複数ある場合	給与所得の源泉徴収票1枚につき右記料金	10,000円 2給与目より5,000円
4	事業所得 (青色、白色)	顧問契約の場合：【個人顧問契約】報酬規程参照 単発申告の場合：ページ下部参照	N/A
5	不動産所得 (青色、白色)	顧問契約の場合：【個人顧問契約】報酬規程参照 単発申告の場合：ページ下部参照	N/A
6	配当所得 (一般口座)	口座1つにつき左記料金	20,000円 ※2口座目より15,000円
7	配当所得 (特別口座)	口座1つにつき左記料金 申告すべきか否かの検討も含む	10,000円 ※2口座目より5,000円
8	株式譲渡所得 (一般口座)	口座1つにつき左記料金	20,000円 ※2口座目より15,000円
9	株式譲渡所得 (特別口座)	口座1つにつき左記料金 申告すべきか否かの検討も含む	10,000円 ※2口座目より5,000円
10	利子所得		10,000円
11	雑所得 (公的年金等)	源泉徴収票3枚まで右記料金 4枚目以降は1,000円/枚	5,000円
12	雑所得 (公的年金以外)	収入1つにつき右記料金	5,000円
13	総合譲渡所得	譲渡所得1つにつき右記料金	25,000円
14	一時所得	一時所得1つにつき右記料金	5,000円
15	雑損控除		30,000円
16	医療費控除	こちらで集計を実施する場合は右記料金 ご自身で集計いただける場合は追加料金無し	10,000円
17	社会保険料控除		基本料金に含まれる
18	小規模企業共済等 掛金控除		基本料金に含まれる
19	生命保険料控除		基本料金に含まれる
20	寄付金控除	税額控除との有利判定含む	10,000円
21	寄付金控除の内 ふるさと納税	納税先1つにつき右記料金	1,500円
22	寡婦・寡夫控除		3,000円
23	勤労学生 障害者控除		5,000円
24	配偶者控除 (特別控除含む)		基本料金に含まれる
25	扶養控除		基本料金に含まれる
26	基礎控除		基本料金に含まれる
27	住宅取得資金等 税額控除	初年度の場合	30,000円
28	住宅取得資金等 税額控除	2年目以降	10,000円
29	上記以外の 税額控除		5,000円

30	外国税額控除		10,000円
31	財産及び債務の明細書		5,000円
32	変動所得 臨時所得		事業所得に含む
33	給与所得者の特定 支出に関する計算書		10,000円
34	不動産譲渡	要相談 売却益の2.5%目安(売却損の場合も含め、最低10万円程度目安)	別途お見積り
35	譲渡所得に関する 特例の採用	要相談	別途お見積り
36	仮想通貨売買	要相談	別途お見積り
37	その他の事項	要相談	別途お見積り

単発確定申告 事業所得及び不動産所得

		備考	
1	事業所得 不動産所得	<p>下記<1><2>をご請求いたします。</p> <p><1>税務業務報酬 ◆申告時のみ面談 年商(売上/収入)に応じて、支払額が下記の通り ◇青色申告 ～3百万円：20,000円 / ～1千万円：30,000円 / ～3千万円：60,000円 / ～5千万円：100,000円 / ～1億円：150,000円 ※年商1億円超は要相談 ◇白色申告 ～3百万円：10,000円 / ～1千万円：15,000円 / ～3千万円：30,000円 / ～5千万円：50,000円 / ～1億円：75,000円 ※年商1億円超は要相談</p> <p><2>会計業務報酬 仕訳数に応じて、支払額が下記の通り ◇全てお任せ(丸投げ) ～300件：45,000円 / ～600件：90,000円 / ～1,200件：150,000円 / ～2,400件：300,000円 / ～3,600件：450,000円 以降100件ごとに10,000円加算 ◇自計(帳簿チェック) ～300件：15,000円 / ～600件：30,000円 / ～1,200件：50,000円 / ～2,400件：100,000円 / ～3,600件：150,000円 以降100件ごとに5,000円加算</p>	
2	消費税	本則課税による申告の場合:年商～1億円/70,000円、年商1億円～/100,000円 簡易課税による申告の場合：35,000円	
		棚卸資産の調整がある場合	20,000円
		右記のいずれかに該当する場合	売上1億円毎に30,000円加算 (課税売上割合95%未満で売上高1億円未満の場合は30,000円) ・個別対応方式をとる場合 ・課税売上高5億円超の場合 ・課税売上割合が95%未満

※ 上記金額には消費税は含まれておりません。